No. 13

すること。

可決。

三、交渉団体に関する件（社員、房農）

社員小池君　現在の二五名をもつと少数にすること。

房農増田君　政党ですれば交渉団体とすること。

可決

四、発案権に関する件

社員、二十名よりもつと少数にて有しうるごとく改むする

こと。

可決。

五、服装問題に関する件。

開院式及閉院式に於ける服装の簡略化を

院の内外に

協調會勞働課